

第442回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和6年8月21日(水) 10時00分～10時55分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

4 議 題

(1) 令和6年度の山口県最低賃金の改正決定について

- ① 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- ② 山口県最低賃金専門部会の廃止について

(2) 令和6年度の山口県特定最低賃金の改正決定について(諮問)

- ① 山口県特定最低賃金専門部会について
- ② 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- ④ 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

(2) その他

5 議事概要

(1) 山口労働局長より山口地方最低賃金審議会会長に対して、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか5団体から提出された異議申出について意見を求める諮問を行った。

(2) 申出書の主な内容は、山口県最低賃金の時間額979円は低額であり不服であり、時間額1,500円以上とすること、中小企業に対する支援等を強化すること、全ての審議を公開すること及び全国一律最低賃金制度の導入を求めることであった。

中小企業に対する支援強化については、専門部会報告書にも支援強化を求める内容を記載するとともに、労働局長への答申においても審議会からの要望事項としている。その要望事項は、すでに労働局から厚生労働省に対し伝達済みとなっていることが確認された。

審議の公開については、昨年度から公労使三者が集まって議論を行う部分は公開しており、今後も引き続き同様の対応とすることが確認された。

全国一律最低賃金制度については法制度のことなので、事務局から本省へ伝えることとなった。

(3) 最低賃金の更なる引上げについては、

労働者側委員から

山口県の最低賃金水準が低く、更なる金額の引上げが必要であると考え、①急激な物価上昇に伴う企業物価指数の上昇もあり、県内の中小零細企業を取り巻く環境が厳しい状況にあること、②金額水準はまだ不十分であるものの、過去最高の引上げ額となったこと、③金額審議は長時間に及ぶ真摯な議論を行った結果、公労委員が賛成して決定したこと、④これ以上審議を行っても前進が図られないばかりか、無用に発効日が遅れ、最低賃金近傍で働く方々に影響が出てしまうこと、等から再審議の必要はないと考える。

との主張がされた。

一方、使用者側委員から

今年度の審議においては、法に定める3要素に基づく議論を示したうえで引上げ額を示し、一方で目安額を下回る金額で決定することは全国的に見てもないということ considering 目安額50円の引上げを提案した。しかし、公益委員見解で引上げ額51円が提案され、採決の結果、決まったものであり、甚だ残念ではあるが、多くの時間を費やして議論を尽くした結果であり、改めて金額を審議する必要はないと考える。

との主張がされた。

次に、公益委員から

専門部会報告書でも述べたとおり、全国の春闘賃上げ率を上回る山口県の春闘賃上げ率や都道府県間の賃金格差を是正する等の点を総合的に勘案して金額を提示したものであり、答申内容は妥当なものとする。

と意見が述べられた。

(4) 審議の結果、異議申出については棄却が妥当との意見で議決され、山口地方最低賃金審議会会長から山口労働局長に「異議の申出については、棄却することが妥当である。」と答申された。

(5) 令和6年度の山口県最低賃金専門部会はその任務を終了したことから、廃止する

ことを議決した。

- (6) 山口県特定最低賃金 4 業種の各専門部会において全会一致となった場合、審議会令第 6 条第 5 項を適用することにより、専門部会での決議をもって、山口地方最低賃金審議会の決議とすることができることを議決した。
- (7) 山口県特定最低賃金 4 業種において異議申出がなかった場合、審議会令第 6 条 7 項により異議申出期間満了の翌日をもって各専門部会を廃止することを議決した。
- (8) 特定最低賃金専門部会委員の名簿については委員の内申手続きが終了し次第、各委員へ送付することを事務局から説明した。また、当県における特定最低賃金の統一発効日は12月15日であることから、本年度も同様とした場合、答申の期日は10月16日（水）、異議申出の期日は10月31日（木）となることを説明し、特定最低賃金専門部会の日程調整に協力をお願いした。
- (9) 来年度以降の山口県特定最低賃金 4 業種の改正決定の必要性の有無に係る審議については、各特定最低賃金専門部会において実施することで合意に達した。

また、その場合のスケジュールについて、当局の特定最低賃金の統一発効日12月15日を想定した場合、8月中旬から20日頃を目途に必要性の有無に係る審議を行い、9月中旬から10月中旬にかけて金額審議を行うことになること、特定最低賃金の改正決定の必要性について全会一致で必要性ありとの結論に達しなかった場合、当該専門部会の審議結果を山口地方最低賃金審議会に報告する必要があることを事務局から説明した。